

# 土砂等による埋立て等について

◆ 町内において、面積が500㎡以上3,000㎡未満の土砂等による埋立て等を行う場合は、町長の許可が必要となります。

## 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

### 用語の意味

- 「土砂等」：土砂及び土砂に混入し、又は付着した物
- 「埋立て等」：土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積
- 「小規模特定事業」：土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、または採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が 500㎡以上3,000㎡未満であるもの  
※3,000㎡以上は県の許可が必要になります。
- 「小規模特定事業区域」：小規模特定事業を行う一団の区域のことで、土砂等埋立等区域に加えて現場事務所や駐車場等を含んだ区域

## 1 条例制定の背景

近年、建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、周辺地域の住民から土壌の汚染や災害の発生などを心配する声が増えています。

そこで千代田町では、町民の生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

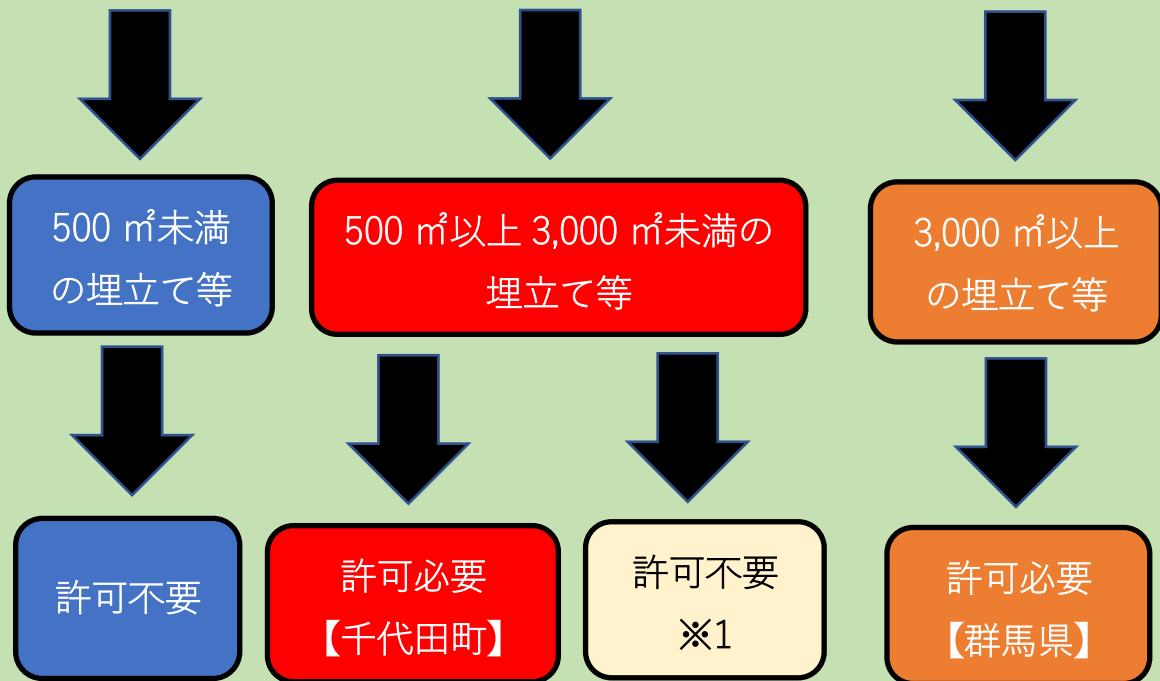
## 2 禁止される埋立て等とは？

土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等を行ってはいけません。なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な29項目の物質の濃度の基準です。

## 3 許可が必要な埋立て等とは？

小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を行う区域ごとに、町長の許可を受けなければなりません。

# 土砂等による埋立て等



## ※1 例外的に許可が不要なもの

- ①宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域から排出され、または採取された土砂等によるもの
- ②国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による埋立て等
- ③法令等の規定による許可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
- ④この条例もしくは法令等またはこれらに基づく命令その他処分による義務の履行に伴う埋立て等
- ⑤災害復旧時の応急措置および通常管理行為として行う土砂等による埋立て等

## 4 小規模特定事業の流れ

**許可申請** 所定の申請書に関係書類を添付して提出してください。

【許可申請手数料】 新規：3万円 変更：2万円

【添付書類】

- 小規模特定事業区域の位置図・見取図
- 土砂等埋立等区域の見取図
- 法人の場合、法人の登記事項証明書、法人の役員全員の住民票の写し、印鑑証明書
- 個人の場合、申請者の住民票の写し、印鑑登録証明書
- 土地所有権を有しない場合、土地所有者の承認書
- 施工が請負による場合、請負契約書の写し
- 施工管理者の住民票の写し
- 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図、面積計算書
- 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水図
- 土砂等埋立区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- 土砂等の予定容量計算書
- 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面  
(応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。)
- 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
- 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類

※3年を超えて申請することはできません。

※事業を適確に行うために、欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなどを確認し、適合しているときは許可をします。

※なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、及び条件を変更することがあります。

※法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類を提出してください。

## 5 事業開始後の流れ

事業開始後は以下の手続き等が必要です。

### 【標識の掲示】

公衆の見やすい場所に小規模特定事業である旨の標識を掲示する。

### 【土砂等の搬入の事前届出】

土砂等を搬入する際は、①搬出場所ごとに、又は②同一の搬出場所から搬入する量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに、搬入しようとする10日前までに町長に届け出る。

・提出書類

○土砂等搬入届出書

○土砂等搬出元証明書

○搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真

○検体試料採取調書

○土壌検査証明書

### 【車両の表示】

土砂等を搬入する車両には、その旨を表示し、また表示させるよう努める。

### 【帳簿の記載】

搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに町長に報告する。

### 【土壌検査・水質検査の実施】

6か月ごとに、または搬入された土砂等の量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに土壌検査を実施し、排水がある場合はその水質検査を実施し、検査実施後1か月以内に町長に結果を報告する。（検体試料の採取には、町の担当職員が立ち会う）

※小規模特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可の取消しを受けたときは、それらの日をもって小規模特定事業区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

### 【変更許可申請・軽微変更届】

事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更許可を申請する。また、軽微な変更を行ったときは、14日以内に町長に届け出る。

### 【事業の完了等（完了・廃止・休止）】

事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、10日以内に町長に届け出てください。町の担当職員が現地を調査し、施工計画に適合しているかなどを確認し、その結果を通知します。